

令和4年 第2回宝達志水町議会臨時会
令和4年度補正予算の概要

宝達志水町

一般会計

1 一般会計補正予算 (第1号)

補正予算額 102,927千円 (うち一般財源 102,927千円)

2 予算現計

(単位:千円)

区 分	予 算 額	財源内訳	
		特定財源	一般財源
現計予算	7,478,000	1,587,604	5,890,396
補正額	102,927	0	102,927
累計額	7,580,927	1,587,604	5,993,323

3 補正の内容

(別途記載)

特別会計

補正なし

事業会計

1 宝達志水町病院事業会計補正予算 (第1号)

■収益的収入 補正予算額 4,200千円 (補正後 1,236,805千円)

補正内容 他会計補助金の補正

■収益的支出 補正予算額 4,200千円 (補正後 1,374,628千円)

補正内容 医療従事者を対象とした感染症防疫作業手当を追加

以上

No	会計区分		過疎計画	総合戦略	事業名 事業概要(内容)	課名	(単位:千円)		
	総合計画	3つの柱					令和4年度 補正前	補正額	令和4年度 補正後
		基本方針 施策の大綱							
5	一般会計	-	-		経営所得安定化対策推進事業費	農林水産課	5,000	5,647	10,647
	町の礎を次代につなげる				○ コロナ禍での外食需要の落ち込みにより、米の需要が減少し米価が下落したことから、稲作農家の経営継続の支援策を講じ、経営の安定化を図るもの。				
	産業の可能性を芽吹かせ育てる				<ul style="list-style-type: none"> ・米価下落対策補助金 3,862千円 対象面積861.49ha(R3年産米) 減収分となる850円/10aの50%を補助するもの ・収入保険加入促進事業補助金 1,785千円 対象農家数45戸(認定農家40戸、一般農家5戸を想定) 保険料の農家負担分の50%を補助するもの (認定農家40,000円、一般農家20,000円を上限) 				
6	一般会計	-	-		商工総務事務費	商工観光課	36	54,500	54,536
	町の礎を次代につなげる				○ 事業拡大等支援補助金 アフターコロナを見据えて実施する積極的な事業拡大等を支援するため、予算の範囲内で補助金の交付を行うもの。				
	産業の可能性を芽吹かせ育てる				<ul style="list-style-type: none"> ・補助金 20,000千円(45者を想定) 補助金最大1,000千円 (基本額200千円、事業規模加算300千円、地域活性化加算500千円) ○ 地域商品券発行事業補助金 商工会が発行するプレミアム付食事券及びプレミアム付商品券に係るプレミアム分及び必要経費に対し、補助金を交付するもの。 ・補助金 34,500千円 プレミアム付食事券 額面5,000円を3,000円で販売 発行総額30,000千円 プレミアム付商品券 額面5,000円を3,500円で販売 発行総額60,000千円 				
7	一般会計	-	○		DMO推進事業費	商工観光課	3,151	28,323	31,474
	町の礎を次代につなげる				○ ほっぴーさんカード事業費補助金 ポイントカード会が行うポイント10倍キャンペーン及び宿泊キャンペーンに係る経費に対し、補助金を交付するもの。				
	産業の可能性を芽吹かせ育てる				<ul style="list-style-type: none"> ・ポイント10倍キャンペーン 18,000千円 消費が少ない時期の消費喚起として、6月、10月、2月に開催 ・宿泊キャンペーン 10,323千円 夏休み開けの9月から11月までの3カ月開催 宿泊者1人につき、3,000円の地場製品の詰め合わせ(ポイントカード商品券選択可能)を進呈 3,000円×2,000人=6,000千円 送料、カタログ制作、周知費用等 4,323千円 				
8	病院事業会計	-	-		収益的支出事業	病院事務局	1,370,428	4,200	1,374,628
	町の良さを伸ばす				○ 病院事業会計 収益的支出事業 1-1-1-2 手当 医師、看護師等に対する感染症防疫作業手当分 4,200千円				
	誰一人取り残さない社会福祉								
	②医療体制の充実								

1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた町内事業者に対して、アフターコロナを見据え実施する積極的な事業拡大等を支援するため、予算の範囲内で補助金の交付を行うもの。

2 補助対象者

＜事業所要件＞

(1) 中小企業者の場合は、次のいずれかに該当すること。

- ・ 町内に本社又は本店を有していること。
- ・ 町内に事業所を有しており、町商工会に加入していること。

(2) 個人事業主の場合は、町内に主たる事業所を有すること。

＜注意事項＞

- ・ 保健所からの営業許可が必要な事業を行っている場合には、営業所の所在地が宝達志水町内となっている者に限る。
- ・ 令和4年3月以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- ・ 同一年度内に「宝達志水町起業・創業支援事業補助金」、「宝達志水町産地づくり事業補助金」及び「その他同種の町補助金、助成金等」の交付を受けていない者又は受けようとしていない者であること。
- ・ 町税等に滞納がないこと又は納税相談を行っていること。

3 補助対象事業 積極的な事業拡大等を図る事業

4 補助対象経費 別表に掲げるものとする。

5 補助上限額 最大1,000千円（※補助率4/5）

(1) 基本額 : 200千円

(2) 加算要件：事業規模要件 300千円、地域活性化要件 500千円

6 加算要件について

＜事業規模要件＞

直近の決算期1年間の売上高が10,000千円を越えていること。

＜地域活性化要件＞

①ふるさと納税返礼品の新規開発、②事業承継した事業者、③町内に店舗を新設する事業者、④町内の2事業者以上が連携する新商品開発 のいずれかを満たすこと。※ただし、②～④は、実績報告までに町商工会への加入することとする。

7 交付申請受付期間

令和4年4月27日から令和5年1月16日（必着）まで。

8 事業実施期間

令和4年4月27日から令和5年2月15日（請求・支払行為が完了するものに限る。）まで。

9 実績報告期間

事業完了日から起算して30日以内又は令和5年2月28日のいずれかの早い日まで。

10 その他

- ・交付申請を行う前に、事前に宝達志水町商工会経営指導員の推薦及び助言指導を受けるものとする。

[別表]

1 補助対象経費

項目	内容
試作開発費	・新商品の試作又はパッケージの試作開発等に係る経費 ・専門家謝金、デザイン費等 ・外注加工費等
販売促進費	・チラシ等の印刷製本費 ・広告宣伝及びホームページ作成に係る費用等
システム開発費	・ソフトウェア導入に係る費用（事業実施に直接必要なもの） ・システム（プログラム）開発に係る費用等
設備・備品費	・機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、リース、修繕等に係る費用 ・施設の改装、修繕等に係る費用 ・設備・備品の購入、リース、修繕等に係る費用等

※補助対象経費が、他の町補助金、助成金等と重複する場合は対象外

2 補助対象外経費

- (1) 人件費（従業員の給与等）
- (2) 公租公課（消費税、地方消費税等）並びに借入れに伴う元金及び支払利息
- (3) 補助金申請に係る費用及び税務申告、決算書等作成のための税理士等に支払う費用
- (4) 不動産購入費、家賃等の固定経費
- (5) 接待交際費等（飲食及び接待費等）
- (6) 官公署に支払う手数料（印紙代等）及び振込手数料
- (7) 汎用性があり目的外使用になり得るもの（一般事務用パソコン、デジタル複合機、車両等）
- (8) 事務用品等の消耗品に係る経費
- (9) 既存の製品、商品等の単なる販売又は生産に係る経費
- (10) 使途が特定できない費用及び公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用